

川越市総合計画審議会条例（原文縦書き）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）の策定に関する基本的事項について審議するため、川越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから必要な都度市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の代表者

(2) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聽くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和 43 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成元年 6 月 24 日条例第 7 号）抄

- 1 この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
附 則（平成 6 年 3 月 23 日条例第 1 号）抄
1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号）
この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 15 年 3 月 18 日条例第 3 号）
この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 7 月 12 日条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 3 号）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

川越市総合計画審議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市総合計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第7条の規定に基づき、川越市総合計画審議会の会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の議決があったときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に傍聴人名簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会長は、会場の規模等によりやむを得ないと認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(会議の秩序保持)

第4条 会長は、会議の運営を妨げる者を退場させ、又は会議の運営における秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月22日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

No.	姓 氏 名	職 業 人 名	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

総合計画について

○川越市の総合計画

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるものです。それは、現在の状況を踏まえ、理想とする都市像を描き、その実現に向けて必要な方法、目標などを設け、活動していく計画であり、基本構想と基本計画及び実施計画からなります。

昭和 44 年（1969）に、地方自治法が改正され基本構想と基本計画及び実施計画からなったことにより、川越市は、昭和 47 年（1972）度に「総合振興計画」を策定しました。その後、「総合振興計画」は社会情勢の変化に伴い、昭和 58 年（1983）度から「総合計画」に移行します。さらに、平成 8 年（1996）度からは、同 17 年（2005）度を目標年次とする第二次川越市総合計画を策定し、まちづくりに取り組んできました。そして現在、平成 18 年（2006）度から始まり同 27 年（2015）度を目標年次とする第三次川越市総合計画が進行しています。

第三次川越市総合計画後期基本計画は、現行の前期基本計画を継承し、平成 23 年（2011）度以降の川越市政を推進するもので、その策定・進行には、市民の皆さんをはじめ、多くの人の意見をもとに協力を得ながら進める必要があります。市は、この計画に沿って大きな変化が予想される社会の動向に即応し、地方公共団体のあり方を考え、まちと暮らしを築くという重要な役割を担うことになります。

参考

■地方自治法第2条第4項（昭和44年の改正により創設）

『市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようしなければならない。』

■川越市の総合計画

- 川越市総合振興計画 昭和 47 年（1972）度～同 60 年（1985）度 14 年
- 将来都市像「川越の住民であることに誇りをもてる都市」
- 川越市総合計画 昭和 58 年（1983）度～平成 7 年（1995）度 13 年
- 将来都市像「明るい未来をつくる緑豊かな国際性のある文化都市」
- 第二次川越市総合計画 平成 8 年（1996）度～同 17 年（2005）度 10 年
- 将来都市像「自然と歴史を生かし、市民が生き生きと新しい暮らしを創造するまち」
- 第三次川越市総合計画 平成 18 年（2006）度～同 17 年（2015）度 10 年
- 将来都市像「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」

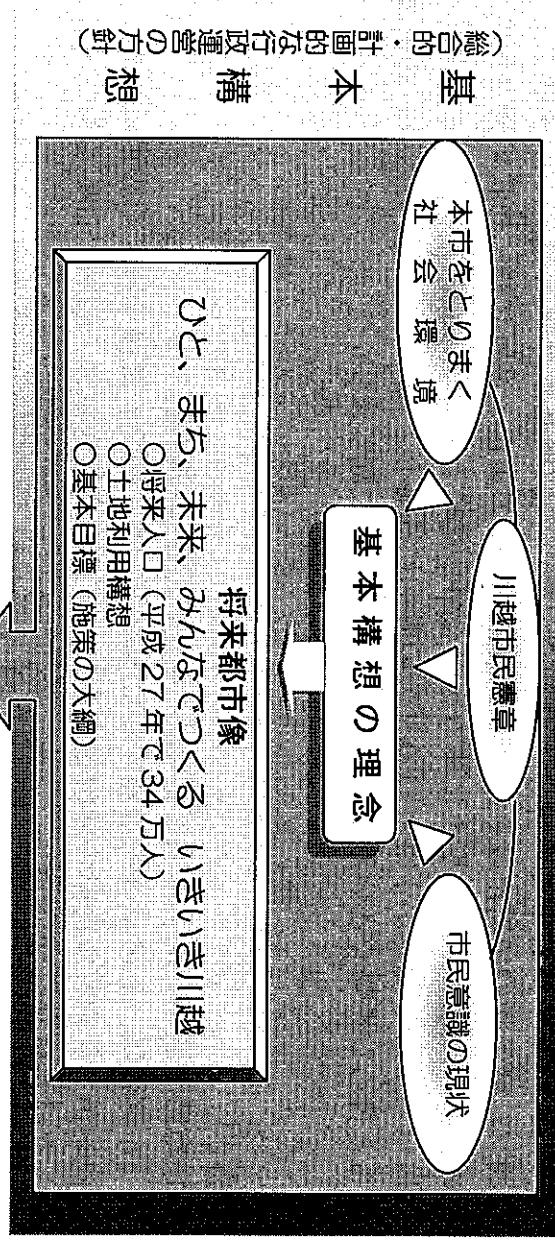
総合計画の構成図

基本構想 (10年間)
平成18年度～27年度

基本計画 (前期・後期各5年間)
前期 (平成18年度～22年度)
後期 (平成23年度～27年度)

実施計画
(3年間の計画、毎年改定)

図 第三次川越市総合計画の構成



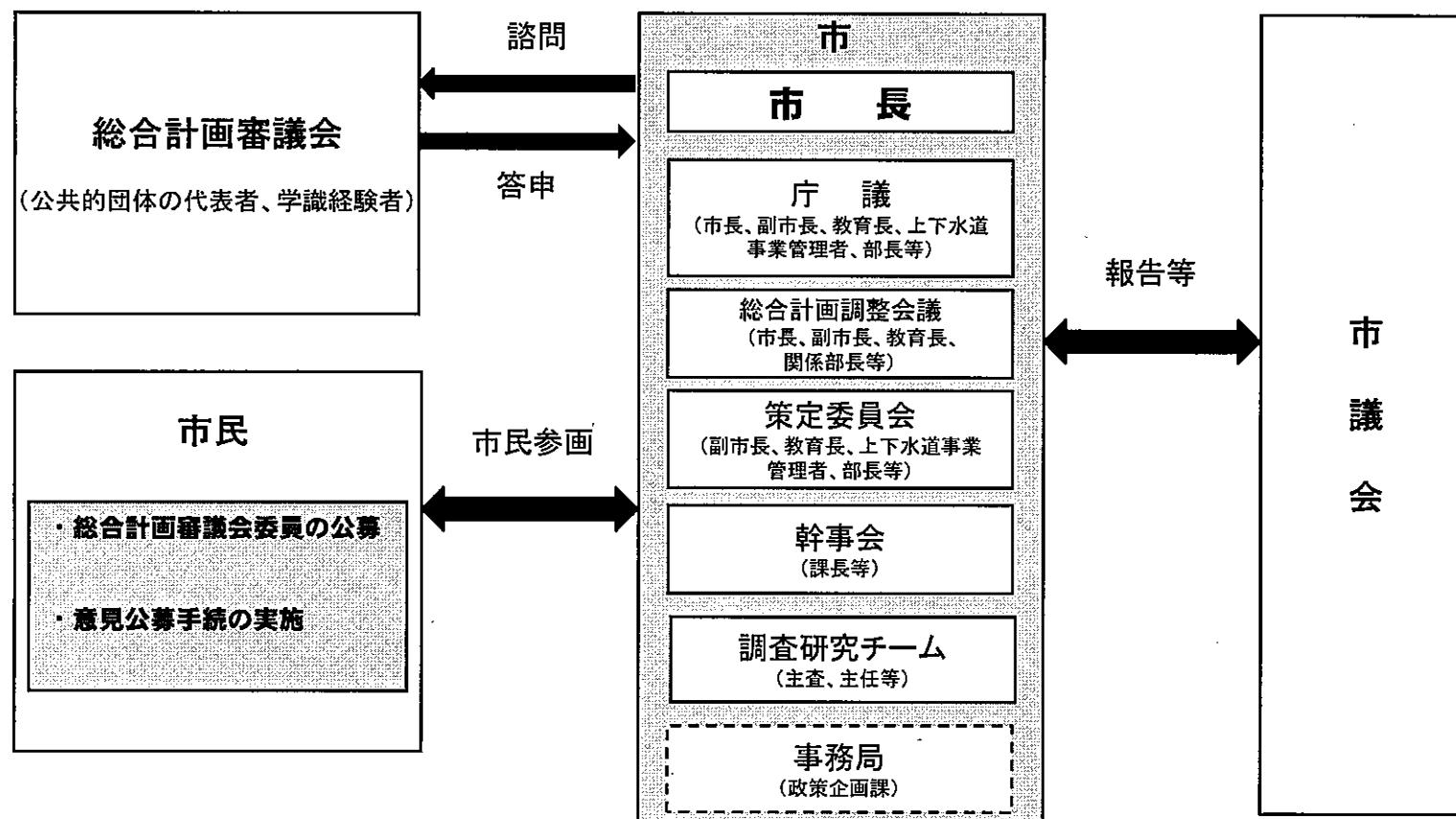
前期 基本計画

(行政分野を総合的に網羅する1つの共通章と6つの分野別の章)
[共通章]
[第1章] 保健・医療・福祉
[第2章] 教育・文化・スポーツ
[第3章] 都市基盤・生活基盤
[第4章] 産業・観光
[第5章] 環境
[第6章] 地域社会と市民生活

実 施 計 画

(各施策の実施内容、実施方法を具体化)

第三次川越市総合計画後期基本計画策定体制図



資料1－5

審議会等 策定スケジュール (案)

年 月	審 議 会 内 容 等
平成22年3月	第1回 ・委員委嘱、正副会长長選出、諮問、前期基本計画について
平成22年4月	第 2 回 ・策定方針、社会状況の変化、人口推計・他
5月	第 3 回 ・共通施策(協働によるまちづくりと健全で効率的な行政運営の推進) ・第1章(保健・医療・福祉) ・第2章(教育・文化・スポーツ)
7月	第 5 回 ・第2章(教育・文化・スポーツ) ・第3章(都市基盤・生活基盤)
8月	第 6 回 ・第3章(都市基盤・生活基盤) ・第4章(産業・観光) ・第5章(環境) ・第6章(地域社会と市民生活)
10月	第 8 回 ・原案の全体を審議 第 9 回 ・答申(案)について審議
11月	第 10 回 ・答申
平成23年2月 3月	・後期基本計画の決定 ・後期基本計画書の印刷、配布

